

全国デイ・ケア協会 認定デイ・ケアマスター要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、全国デイ・ケア協会 認定デイ・ケアマスターの要綱を実施するために必要な研修の細目ならびに認定の申請、更新等に関し、必要な事項を定める。

(認定デイ・ケアマスター研修会の内容)

第2条 認定デイ・ケアマスター要綱 第4条の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 通所系サービスの歴史と展望
- (2) 地域リハ活動における通所系サービスの役割
- (3) 地域包括ケアシステムにおける通所系サービスへの期待
- (4) 認知症に対するアプローチ
- (5) 時事トピックス

(当協会主催研修会の内容)

第3条 認定デイ・ケアマスター要綱 第5条の5及び認定デイ・ケアマスター要綱細則 第5条の4の内容は次に掲げるとおりとする。

- 2 生活行為向上リハビリテーション研修会
- 3 年度毎に更新される当協会主催の各種研修会
- 4 介護報酬改定研修会
- 5 当協会が共催する研修会

(認定申請の手続き)

第4条 認定デイ・ケアマスター要綱 第5条を満たした者は、次に掲げる様式を事務局へ提出する。

- 2 全国デイ・ケア協会 認定デイ・ケアマスター申請書 (様式1)
- 3 就業証明書兼推薦状 (様式2)
- 4 認定デイ・ケアマスター研修会 (スキルアップセミナー) 修了証 (コピー可)
- 5 要件を証明する書類 (研究大会、研修会の領収証また参加証、講師依頼書等)

(認定の更新)

第5条 認定された者は認定デイ・ケアマスター要綱 第7条に定める認定有効期間の満了日までに、次に掲げる要件を満たし、認定の更新申請を受けることにより、認定有効期間の満了日以降、継続して5年間認定有効期間が更新される。

- 2 認定有効期間に継続して会員（個人会員も含む）または会員が属する法人に勤務していること。
- 3 新たに認定デイ・ケアマスター研修会（スキルアップセミナー）を履修していること。
- 4 当協会主催研修会や研究大会等に参加し 10 ポイント以上取得していること。
 - (2) 研修会等のポイント数については、別紙に掲げるとおりとする。
 - (3) 研修会や研究大会等における参加ポイントの有効期間は、更新申請日より遡って 5 年間とする。

（認定更新の手続き）

第 6 条 認定の更新を希望する者は、次に掲げる様式を事務局へ提出するものとし、更新申請期間は認定有効期間の満了日の 1 年前から認定有効期間の満了日までとする。

- 2 全国デイ・ケア協会 認定デイ・ケアマスター更新申請書（様式 3）
- 3 就業証明書兼推薦状（様式 2）
- 4 認定デイ・ケアマスター研修会（スキルアップセミナー）修了証（コピー可）
- 5 ポイント取得を証明する書類（研究大会、研修会の領収証また参加証、講師・執筆依頼書等）

（要綱細則の改定）

第 7 条 本要綱細則の改定に関する事項は、理事会の議または、会長の決するところにする。

（附則）

本要綱細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。